

日本聖公会京都教区審判廷 2008 年第一号申立

審判書

2009 年 11 月 16 日

日本聖公会京都教区主教座聖堂

日本聖公会京都教区審判廷 2008 年第一号申立

申立人	大阪教区 大阪聖アンデレ教会	アンデレ 加納 実
	東京教区	司祭 イマニュエル 木下量熙
	大阪教区 大阪聖ヨハネ教会	コンスタンチヌス 村岡利幸
	京都教区	司祭 パウロ 石井義雄
	京都教区 聖光教会	パコミウス 籠 正二
	横浜教区 藤沢聖マルコ教会	バルナバ 高田楠雄
	大阪教区 大阪聖アンデレ教会	ペテロ 岡田安朝
	京都教区 高田基督教会	ヤコブ 堀江育夫
	東京教区 清瀬聖母教会	ルツ 大谷英子
代理人	大阪教区 大阪聖ヨハネ教会	コンスタンチヌス 村岡利幸
	京都教区 聖光教会	パコミウス 籠 正二
被申立人	京都教区	司祭 モーセ 原田文雄

本件申立につき、以下の通り審判します。

主 文

- 1 本件申立を棄却します。
- 2 本件申立に要した費用は、申立人および被申立人が既に各自支出したものについては、それぞれの負担とします。本審判廷の事務諸経費 1,940 円については、申立人の負担とします。

事実および理由

1 経緯

本件は 2008 年 7 月 10 日付で申立があり、同年 9 月 2 日付で補正された申立が提出され、本審判廷では申立書の記載事項に不備があるとして申立却下の決定を 9 月 24 日付で行いました。申立人らはこれに対して同年 10 月 4 日付で管区小審判廷に不服申立を行い、管区小

審判廷では 2009 年 3 月 3 日付で、京都教区審判廷の行った申立却下の決定を取り消し、京都教区審判廷に差し戻すとの審判がなされました。本審判廷としては、申立書の記載が不備であるとの昨年 9 月の判断に変わりありませんが、「差戻し」との判断を受けて本件の審理を行いました。

本審判廷は、本件に関して申立書自体を却下したので、被申立人に通知等を一切送付していなかったにもかかわらず、本年 3 月 3 日付の管区小審判廷の審判書が、理由は不明ですが被申立人に送付され、本年 3 月 12 日付で被申立人は、代理人である弁護士を通じて日本聖公会からの脱会を通告してきました。その後も本審判廷から文書を送付するごとに代理人から脱会の確認と信教の自由の確認の通知書が送られてきました。被申立人は、脱会したのであるから懲戒の申立も受けないと主張していると考えられますが、日本聖公会法憲法規には脱会に関する規定がなく、本件の被申立人の脱会通告が本年 3 月であり、本件の申立は昨年 7 月になされたこと、また、申立人が被申立人の過去の行状について問うていることを斟酌し、本件の審理ならびに審判は成立すると本審判廷は判断しました。

本審判廷は被申立人に審判申立通知書並びに開廷通知を送付しましたが、上記脱会の通告をしてきたのみで、被申立人は審判廷開廷日にも欠席でした。よって本審判廷は、日本聖公会審判廷規則第 29 条により、被申立人は申立人の主張に対して争う意思がないものと判断しました。

2 申立人の主張

被申立人を相手取って奈良地方裁判所に 2001 年 6 月に損害賠償請求訴訟を起した女性(以下、A さんという)に対して、被申立人はみだらな行為を繰り返した。この裁判は 2005 年 7 月に最高裁判所の判決があって被告敗訴が確定している。この過程で大阪高等裁判所は、被告が A さんに対してみだらな行為を行ったことを認定している。日本聖公会京都教区も教区会報告の中で他の 3 人の被害者に対する行為を含め、これを認めている。被申立人は、A さんに対して牧師の立場を利用して聖書の教え並びに司祭按手の際の約束に反する行為を繰り返し、教会共同体の秩序を乱した。

また、被申立人が前述訴訟の係争中にもかかわらず、2005 年 3 月末の聖光幼稚園退職時に 700 万円の退職金を受け取ったことは、聖書の中で言われる盗みに当たる行為であり、教会共同体の秩序を乱している。

みだらな行為について被申立人は時効を主張すると思われるが、申立時点においても被申立人は反省すらしておらず、それ故に被申立人は申立時点に至るまでみだらな行為を反復継続的に行っているのであり、時効の適用は容認できない。

以上により、教会共同体の秩序と道徳を守るため本件を申立て、被申立人に対して終身停職の懲戒を求める。

3 証人申請について

申立人らは、2009年7月3日付で証人申請を本審判廷に対して行いました。証人として申請された者は32人で、全員について審判廷への同行の意思有りとされていました。この中には本審判廷審判員も含まれていたため問うたところ、証人として審判廷に出廷する意思を問われたこともなく、その表明を行ったこともないとのことでした。本審判廷では証人申請そのものに疑義が生じたため、証人申請されている32人の内、申立代理人2人と審判員2人を除く28人に、以下の問い合わせを行いました。

- ① これまでに本申立について申立人やその他関係者に証言する意思表示をしたことありますか。ある場合、いつごろだれにどのように意思表示したかお書きください。
- ② 本申立においてあなたが証人として申請されていることを知っていましたか。
- ③ 現時点で、証人として証言する意思がありますか。

この結果、28人中27人から期限内に回答があり、内25人が①については「ない」、②についても「知らなかった」、③についても「ない」との回答でした。他の2人の内1人が証言の意思表示をしたことがあると答え、もう1人のものは回答になっていました。また、申請されている証人のうち1人は、氏名が間違って記載されていました。この結果、本審判廷は申立人に、この経緯についての説明を文書で提出するよう求めましたが、8月16日付で提出された申立人の文書は説明の体をなしていました。よって、本審判廷は、申立人らの審判申立そのものに対する姿勢に大きな疑問を抱かざるを得ません。

なお、当該証人申請は、証言の必要が認められないため、すべて不許可としました。

4 判断

被申立人がAさんらに対して性的虐待行為を繰り返したことについての事実認定について、申立人らは大阪高等裁判所の判決を根拠とし、また京都教区の教区会報告等を証拠として挙げていますが、地方裁判所での提訴から最高裁判所判決に至るまで、及びそれ以降も、被申立人は当該行為について否認していました。しかし、京都教区独自の調べによれば、2005年11月20日、京都教区主教に対して一部を認め始め、2007年11月2日にAさんら4人に対する性的加害の事実を部分的にではありますが認めました。性的虐待行為に関するでは、何を事実認定の根拠とするかは別として、本審判廷は申立人らの主張の通り、被申立人が終身停職に相当する重罪を犯したと判断します。

しかしながら、日本聖公会法規第210条に、懲戒申立の時効についての規定があり、非常に不本意ながら、性的虐待行為については時効が成立しています。申立人は時効に関して、被申立人が過去の行為に関して反省もしていないことを理由として、申立時点でもいわゆるみだらな行為が継続しており、時効は適用できないと主張しています。過去の行為について反省していないことに関して教会として懲戒の対象とすべきという主張は心情的には理解できますが、反省をしているかどうか判断するための客観的基準が存在するとは言いがたく、また、反省していないことが法規第198条に言うところの「した行為または一

定の行為をしないこと」に当たるとも考えられません。よって本審判廷は本件に関し時効が成立していると判断せざるを得ません。

また、申立人は、被申立人が係争中にもかかわらず、2005年3月末の聖光幼稚園退職時に700万円の退職金を受け取ったことを問題としていますが、この件も時効が成立しています。なお、退職金決定に至る手続きについて疑問視するのであれば、紛争を処理する公的機関に申立てるべきと本審判廷は判断します。

申立人は、教会共同体の秩序を回復することを目的にこの申立を行ったと言い、教会の秩序とは、良心に基づく行動がどんな圧力やどんな行為によっても侵されない状態であると説明していますが、秩序を乱していることを懲戒の対象とするのであれば、教会共同体の秩序とはいかなるものであるか、それを乱しているということは具体的にどのような状態であって、本件の場合、どのような言動によってそれが引き起こされているかが明瞭に示されなければなりません。この点、申立人の主張は具体性を欠いています。

以上の理由により、審判員全員一致の意見として主文の通り審判します。

救主降生 2009年11月16日

日本聖公会京都教区審判廷

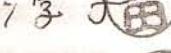
審判長 主教 ステパノ高地



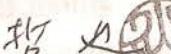
審判員 司祭 ハルトマト・ヨハネス



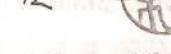
審判員 マリア 吉田 淳



審判員 フランシス 小林 敏



審判員 サラ 大杉、紀美子



原本と相違ないことを証明します。

2009年 11月 16日

日本聖公会京都教区審判廷審判長

主教 ステパノ 高地 敬

